

令和5年度 重点事業の概要

■情勢認識と重点事業の基本的考え方

本会においては、「全社協 福祉ビジョン 2020」と行動方針に基づく「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けた取り組みを引き続き推進する。福祉ニーズや生活課題は複合化・深刻化し、社会環境はますます変化している。少子高齢化、人口減少が本格化するなか、いわゆる「2040年問題」を見据えて福祉を担う人材確保とともに、その専門性を高めるための職員研修の充実喫緊の課題といえることから、令和5年度においては、「福祉人材の確保と育成」を事業の最重点として取り組むこととする。

一方、昨年末より社会福祉法人が設置する福祉施設等において利用者への人権侵害の事案が相次いでおり、福祉サービスのみならず社会福祉法人制度に対する信頼が揺らぎかねない状況となっている。3年にわたるコロナ禍における福祉現場の職員の負担過重なども考えられるが、どのような場合であっても権利侵害は許されるものではなく、福祉サービスに携わるすべての関係者が援助・支援を必要とする人びとの人権を尊重し、適切なサービスを提供することを自らの課題として意識し、その発生防止に取り組む必要がある。

また、コロナ禍で実施された緊急小口資金等の特例貸付は、380万件、1兆4,400億円余という未曾有の規模となった。生活に困窮した多くの人びとを支えるセーフティネットの役割を果たしたが、貸付の迅速性を重視し、相談を伴っていないため、今後10年以上にわたる償還事務とともに借受人の自立支援のためのフォローアップを進めることが重要な課題となっている。

そうしたなか、地域共生社会実現に向けて大きな期待が寄せられる市町村社協は、法制化40周年を迎えることとなる。生活困窮者自立支援、権利擁護、総合相談など、果たすべき役割が増す一方、職員体制や財政面などの課題も多く、あらためてその組織、事業のあり方についての検討や地域の社会福祉法人組織等の連携・協働の取り組み促進が必要となっている。

さらに政府は、子育て支援を最重要政策に掲げ、関係予算の倍増方針を打ち出しているが、その財源確保策はもっとも重要な課題となっている。本年4月にはこども家庭庁が創設され、児童福祉法の所管が同庁に移管されることとなる。改正児童福祉法の施行を来年に控え、保育や社会的養護をはじめ、子どもの最善の利益という理念のもとに児童福祉の実践を高めていくためには、施策制度・予算両面での対応が必要となっている。児童委員制度の所管が同庁に移管されるなかであって、民生委員・児童委員の制度・活動の一体性維持も大きな課題となっていく。

こうした情勢と課題を踏まえ、本会は構成組織とともに、①特例貸付の償還や市町村社協の法制化 40 周年を踏まえた社協の組織、事業の基盤強化、②こども家庭庁創設への対応と子ども・子育て支援の拡充、③災害福祉支援活動の推進、④生活困窮者自立支援制度や介護保険制度見直しへの対応、改正障害者総合支援法施行対応などの制度改革対応等を重点として取り組むこととする。

そのうえで、事業推進にあたっては、引き続き都道府県および市区町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等と一層の連携・協働を推進するとともに、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者との重層的かつ効果的な連携を図ることとする。

■重点事業に関する取り組み

1. 福祉人材の確保と育成（最重要）

- 利用者を主体とする人権尊重による適切な福祉サービス提供は、社会福祉法人・福祉施設の果たすべき責務である。しかし、相次ぐ権利侵害に関する報道は、社会福祉法人への信頼と存在意義に関わる問題であり、全国の関係者が「我がこと」として意識し、具体的な対応を図ることが必要となっている。
- 福祉サービスを担う職員個人の人権意識等はもとより、風通しのよい働き続けられる社会福祉法人・福祉施設的环境づくりや事業運営のあり方、職員の配置基準等、多様な課題があることから、本会として種別協議会等とも連携しつつ、これらの環境改善の課題に取り組む。
- さらに、少子化の急速な進行、いわゆる「2040年問題」等を踏まえ、これまで以上に福祉人材の確保、育成、定着の取り組みを進めることが重要となっていることから、コロナ禍による失業者を含め、多様な人材を福祉の職場につなげることができるよう、職員の処遇改善等の着実な実施とともに、福祉人材センターの機能と社会福祉法人・福祉施設との連携強化、特例貸付および生活困窮者の相談支援窓口との連携による就業支援の取り組みを進める。

（1）職員研修の充実

長期化するコロナ禍において、対面での十分な職員研修が困難であったことや、オンラインによる研修実施の効果や成果も踏まえつつ、とくに現場の中核となるリーダー層や次世代の種別協議会等の指導者養成を中心とした全国段階の研修事業の充実を図る。また、研修の成果の現場への浸透状況や第三者評価事業の促進について把握すること等により、さらなる福祉サービスの質の向上の取り組みにつなげる。

- ①全国段階ならでのリーダー層を対象とした中央福祉学院等が実施する研修事業の充実
- ②種別協議会等と連携した研修効果の浸透状況の把握に基づく対応
- ③福祉サービスの質の向上のための第三者評価、苦情解決の取り組みの促進

(2) 多様な人材の確保

情報発信の強化等による福祉人材センター機能の強化、また特例貸付や生活困窮者支援窓口との連携等を通じて、高齢者、女性、さらにはコロナ禍による失業者等、多様な人材の福祉分野での就業促進を図る。

- ①都道府県福祉人材センターにおける「介護助手等普及推進員」配置の促進に基づく高齢者や子育てを終えた女性等の福祉分野での就業促進
- ②Web 広告や SNS 等を活用した福祉人材センター（中央、都道府県）の職業紹介事業の強化と社会福祉法人組織との連携強化
- ③福祉人材センター・バンク、特例貸付窓口、生活困窮者自立相談支援機関等の連携強化による、特例貸付利用者や生活困窮者の福祉分野での就業支援

(3) 職員の負担軽減、定着促進

職員の定着、離職防止のために、その業務上の負担軽減とともに、働き続けることができる職場・環境づくりを進めるべく、政策委員会と種別協議会等の連携による取り組みを進める。

- ①現行の職員配置基準の課題整理と具体的改善への提案、要望
- ②「処遇改善加算」の取得のさらなる促進等による職員給与の一層の改善

2. 社会福祉協議会の基盤強化と事業支援

(1) 特例貸付償還業務の支援および生活困窮者の自立支援

- 本（令和 5）年 1 月から緊急小口資金等の特例貸付の償還が開始された。都道府県および市区町村社協には、今後十数年に及ぶ膨大な債権管理とともに、なお生活に困窮する人びとに対する相談支援に取り組んでいくことが求められており、全国的な償還状況を継続的に把握するとともに、その過程で生じる各種課題について、厚生労働省との調整や情報提供等を通じた対応を図る。とくに償還免除や償還猶予の実施状況や自立相談支援機関等との連携の担保等について、国等に対し必要な要望活動を行う。
- それとともに、今回の特例貸付の総括として令和 4 年 12 月に取りまとめた政策委員会の「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書」で示した提言・要望事項の実現に取り組む。
- さらに、500 余の社協が受託している自立相談支援機関をはじめとする生活困窮者自立支援事業については、制度改正動向を踏まえつつ、本会が受託実施している全国段階の相談支援員研修について、その充実を図る。

1) 特例貸付の償還業務支援

- ①償還状況に関する継続的把握とその過程で生じる課題の解決に向けた調整
- ②借受人の自立支援にもつなげる償還免除要件拡大等の要望

2) 今後の緊急事態に備える取り組み等

- ①本会検討会報告に示した提言・要望事項の実現に向けた国への働きかけ
- ②生活福祉資金貸付制度の今後のあり方に関する検討

(2) 法制化 40 周年を迎えた市町村社協の経営支援

- 本年は、昭和 58 年の社会福祉事業法（当時）改正による市町村社協法制化から 40 周年の節目の年となる。地域共生社会の実現に向けて、令和 2 年に本会が策定した「全社協 福祉ビジョン 2020」に掲げる地域の多様な関係者の「連携・協働の場」としての市区町村社協の機能強化を図るべく、その組織や事業に関する現状把握・分析を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。
- また、市区町村社協を広域の立場から支える都道府県社協の役割についてもあらためて整理する。
- 社協の基本的性格や機能、事業運営の考え方を示した「基本要項」は策定から 30 年を経過しており、この間の地域福祉をめぐる法改正や制度の変化を踏まえ、「全社協 福祉ビジョン 2020」との整合性を図りつつ、その見直し検討を行う（現在の「新・社会福祉協議会基本要項」は平成 4 年策定）。

- ①市区町村社協の現状把握、分析に基づく組織・事業のあり方検討
- ②市区町村社協を広域の立場から支える都道府県社協の役割検討
- ③現行「新・社会福祉協議会基本要項」の見直し検討
- ④福祉活動専門員、福祉活動指導員等、社協の職員体制強化への具体的提案

3. こども家庭庁創設等への対応と民生委員・児童委員活動の支援

- 本年 4 月のこども家庭庁創設を踏まえ、本会および関係種別協議会と同庁との関係を早急に構築するとともに、子どもの最善の利益の保障を実現すべく、現場実践を踏まえた制度改善や関係予算の確保、令和 6 年 4 月の改正児童福祉法施行に向けた対応を進める。
- また、児童委員制度の所管が同庁に移管されることから、厚生労働省が所管する民生委員制度との一体性が今後も確実に担保されるよう、自治体段階での実情を踏まえつつ、国への働きかけを続ける。
- あわせて、昨年 12 月の一斉改選により誕生した新任の民生委員・児童委員のための研修や情報提供の充実、民生委員・児童委員の活動環境のさらなる改善に取り組む。

1) 子ども・子育て支援施策拡充への取り組み

- ①保育・社会的養護等を含む子ども・子育て支援施策に関する制度改善、予算拡充への働きかけ
- ②改正児童福祉法施行へ向けた論点整理に基づく要望・提言

2) 民生委員・児童委員制度の一体性維持と活動環境整備の推進

- ①こども家庭庁創設後の児童委員制度の運用状況の確認と必要な要望
- ②民生委員・児童委員が担う役割の整理等、活動環境整備の推進

4. 災害福祉支援活動の推進

- 地震、豪雨・台風をはじめとする自然災害が相次ぐなか、今後の災害に備えるため、本会「災害福祉支援活動の強化に向けた検討会報告」（令和3年度）を踏まえ、災害救助法等、災害法制における「福祉」支援の明文化、都道府県における「災害福祉支援センター（仮称）」設置等について、国等への働きかけに引き続き取り組む。
- また、本会が受託する「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」において、全国段階のセンター機能の明確化とともに全都道府県での DWAT（災害派遣福祉チーム）の組成実現を図るとともに DWAT チームリーダーの養成研修を開催する。

- ①災害法制（災害救助法等）における福祉支援の法定化に向けた要望
- ②全都道府県での災害福祉支援ネットワーク構築および DWAT 組成への働きかけ
- ③「災害福祉支援ネットワーク中央センター」の役割・機能等の明確化
- ④都道府県社協における「災害福祉支援センター（仮称）」の設置促進
- ⑤災害ボランティアセンターと災害福祉支援ネットワークの連携強化への働きかけ

5. その他各種制度改正等への対応

- 生活困窮者自立支援制度および生活保護制度の改正、改正障害者総合支援法施行、次期報酬改定に向けた介護保険制度改正等の制度動向に対し、政策委員会と関係種別協議会との連携等により適時適切に対応する。

- ①生活困窮者自立支援制度および生活保護制度の見直しへの対応
 - ・自立相談支援機関等との職員体制強化や特例貸付窓口等の社協との連携強化
- ②改正障害者総合支援法施行等への対応
 - ・国連・障害者権利条約に基づく勧告を踏まえた制度・施策のさらなる拡充要望
- ③介護報酬・障害福祉サービス報酬の次期改定および制度改正への対応
 - ・介護保険における通所介護・訪問介護等の現行制度の維持
 - ・職員の処遇改善のためのさらなる報酬改善

6. 福祉のナショナルセンターとしての組織運営

- ①広報および情報発信機能の強化
- ②出版事業の充実
 - ・月刊誌、参考図書、テキストの内容充実および販売促進の強化
- ③国際交流・支援活動の推進
 - ・3年ぶりとなるアジア社会福祉従事者研修生受け入れ（第37期研修の実施）
 - ・「アジアの子どもたちに寄り添い、育むプロジェクト」（修学等助成事業）の新規実施
- ④より効果的・効率的な事業運営を可能にする組織のあり方検討
 - ・事業運営委員会および事務局機構のあり方の継続的な検討